

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 長期大規模工事に該当しない工事に対する工事進行基準等の選択適用

##### 《内容》

工事進行基準が強制適用されない請負対価の額が10億円未満である等のいわゆる長期大規模工事に該当しない工事の収益計上については、法人の任意で、利益操作等の有無が指摘されることなく、工事の請負金額の大小にかかわらず、工事ごとに、工事完成基準と工事進行基準の方法を選択適用しても構わないのでしょうか。

### 『答』

ご質問のとおり、請負金額等の一定の基準をもって適用する工事ごとに要件を確認し、該当する工事ごとに工事完成基準と工事進行基準の方法を選択適用することになります。

#### (解説)

1 工事進行基準は、工事の請負の対価の額及び工事原価の額に事業年度終了時における工事進行割合を乗じて計算した金額からそれぞれ当該事業年度前の各事業年度に計上した収益の額及び費用の額を控除した金額を事業年度の収益の額及び費用の額とする方法であり、①工事期間が1年以上であるもの、②その請負対価が10億円以上であるもの、③契約において、請負の対価の2分の1以上が目的物の引渡し日から1年を経過する日後に支払われることが定められていないものという、各要件に該当する工事をいわゆる長期大規模工事と定義づけ、この長期大規模工事に対しては、工事進行基準が強制適用されます（法法64①）。

しかし、長期大規模工事以外の工事契約のうち、2事業年度以上に渡る工事については工事進行基準を適用することが認められています。つまり、工事が2事業年度以上に渡る工事については、工事完成基準と工事進行基準の選択適用が認められるものであり、この場合の工事についてその受注規模は要件となっていません。また、2事業年度以上に渡る工事ということですから、例え工事期間が1年未満のものであっても事業年度がまたがる工事については適用できます。

さらに、損失が見込まれる工事についても選択適用できます。ただし、長期大規模工事の場合と異なり、着工事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において工事進行基準の方

法による経理をしなかった場合には、その経理しなかった決算に係る事業年度の翌事業年度以後の事業年度において工事進行基準を適用することはできません（法法64②、法基通2-4-19）。

2 工事進行基準は完成工事基準に比較して、早期に収益が計上される処理ですから、税務上、これを利益操作等として問題視することはないと思料されますが、工事進行基準の適用については税法が詳細な要件を定めていますので、上記1のように選択した工事についてのその後の継続処理を求めていると考えられます。

したがって、ご質問のように、請負金額等の一定の基準をもって適用する工事とするなどしなくとも、工事ごとに要件を確認し、該当する工事ごとに工事完成基準と工事進行基準の方法を選択適用することができ、その場合に利益操作等の問題が指摘されることはないと考えられます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。  
予めご了承ください。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。